

3月16日（月曜日）

4日目

---

令和8年3月16日（月曜日）

---

**議事日程第4号**

令和8年3月16日（月曜日）

開 議 午後1時

第1 委員長報告

- (1) 建設水道常任委員会
- (2) 教育産業常任委員会
- (3) 厚生常任委員会
- (4) 総務財政常任委員会

第2 報告事件の審議

質 疑

討 論

採 決

第3 議案の上程（人事案件）

説 明

質 疑

討 論

採 決

第4 議案の上程（補正予算案）

説 明

質 疑

第5 議案の付託

休 憩

（休憩中、各常任委員会開会）

再 開

第6 委員長報告

- (1) 建設水道常任委員会
- (2) 教育産業常任委員会
- (3) 厚生常任委員会
- (4) 総務財政常任委員会

第7 報告事件の審議

質 疑

討 論

採 決

第8 議員の派遣

第9 閉会中審査事件の付託

閉 会

---

## 本日の会議に付した事件

日程第1 委員長報告

日程第2 報告事件の審議

1. 認 第 1 号 専決処分の承認について（令和7年度大館市一般会計補正予算（第9号））
2. 認 第 2 号 専決処分の承認について（令和7年度大館市一般会計補正予算（第10号））
3. 認 第 3 号 専決処分の承認について（令和7年度大館市一般会計補正予算（第11号））
4. 認 第 4 号 専決処分の承認について（令和7年度大館市病院事業会計補正予算（第5号））
5. 議案第 1 号 大館市行政手続条例の一部を改正する条例案
6. 議案第 2 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
7. 議案第 3 号 大館市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
8. 議案第 4 号 大館市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案
9. 議案第 5 号 大館市中心身障害児早期発見・療育指導委員会設置条例を廃止する条例案
10. 議案第 6 号 大館市斎場に関する条例の一部を改正する条例案
11. 議案第 7 号 大館市衛生処理施設に関する条例の一部を改正する条例案
12. 議案第 8 号 大館矢立ハイツに関する条例の一部を改正する条例案
13. 議案第 9 号 大館市湯夢湯夢の里に関する条例の一部を改正する条例案
14. 議案第 10 号 大館市たしろ温泉ユップラに関する条例の一部を改正する条例案
15. 議案第 11 号 大館市ベニヤマ自然パークに関する条例の一部を改正する条例案
16. 議案第 12 号 大館市地域種苗センターに関する条例を廃止する条例案
17. 議案第 13 号 大館市火入れに関する条例の一部を改正する条例案
18. 議案第 14 号 大館市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案
19. 議案第 15 号 大館市営住宅管理条例の一部を改正する条例案

- 20. 議案第 16 号 大館市定住化促進住宅に関する条例の一部を改正する条例案
- 21. 議案第 17 号 大館市民文化会館に関する条例の一部を改正する条例案
- 22. 議案第 18 号 大館樹海ドームパークに関する条例の一部を改正する条例案
- 23. 議案第 19 号 大館市消防団員の定員及び任免に関する条例の一部を改正する条例案
- 24. 議案第 20 号 大館市火災予防条例の一部を改正する条例案
- 25. 議案第 21 号 大館市下水道条例の一部を改正する条例案
- 26. 議案第 22 号 大館市立比内中学校外壁耐震対策工事（第 1 期）の請負契約の変更に  
ついて
- 27. 議案第 23 号 秋田市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋  
田県市町村総合事務組合規約の変更について
- 28. 議案第 24 号 市道路線の認定について（美園町 6 号線）
- 29. 議案第 25 号 大館市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 30. 議案第 26 号 令和 7 年度大館市一般会計補正予算（第 12 号）案
- 31. 議案第 27 号 令和 7 年度大館市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）案
- 32. 議案第 28 号 令和 7 年度大館市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）案
- 33. 議案第 29 号 令和 7 年度大館市介護保険特別会計補正予算（第 5 号）案
- 34. 議案第 30 号 令和 7 年度大館市介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）案
- 35. 議案第 31 号 令和 7 年度大館市小規模水道等事業特別会計補正予算（第 1 号）案
- 36. 議案第 32 号 令和 7 年度大館市休日夜間急患センター特別会計補正予算（第 3 号）  
案
- 37. 議案第 33 号 令和 7 年度大館市公設総合地方卸売市場特別会計補正予算（第 2 号）  
案
- 38. 議案第 34 号 令和 7 年度大館市温泉開発特別会計補正予算（第 4 号）案
- 39. 議案第 35 号 令和 7 年度大館市奨学資金特別会計補正予算（第 1 号）案
- 40. 議案第 36 号 令和 7 年度大館市都市計画事業特別会計補正予算（第 3 号）案
- 41. 議案第 37 号 令和 7 年度大館市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）案
- 42. 議案第 38 号 令和 7 年度大館市財産区特別会計補正予算（第 3 号）案
- 43. 議案第 39 号 令和 7 年度大館市水道事業会計補正予算（第 3 号）案
- 44. 議案第 40 号 令和 7 年度大館市工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）案
- 45. 議案第 41 号 令和 7 年度大館市下水道事業会計補正予算（第 4 号）案
- 46. 議案第 42 号 令和 7 年度大館市病院事業会計補正予算（第 6 号）案
- 47. 議案第 43 号 令和 8 年度大館市一般会計予算案
- 48. 議案第 44 号 令和 8 年度大館市国民健康保険特別会計予算案
- 49. 議案第 45 号 令和 8 年度大館市後期高齢者医療特別会計予算案

- 50. 議案第 46 号 令和 8 年度大館市介護保険特別会計予算案
- 51. 議案第 47 号 令和 8 年度大館市介護サービス事業特別会計予算案
- 52. 議案第 48 号 令和 8 年度大館市小規模水道等事業特別会計予算案
- 53. 議案第 49 号 令和 8 年度大館市休日夜間急患センター特別会計予算案
- 54. 議案第 50 号 令和 8 年度大館市公設総合地方卸売市場特別会計予算案
- 55. 議案第 51 号 令和 8 年度大館市温泉開発特別会計予算案
- 56. 議案第 52 号 令和 8 年度大館市奨学資金特別会計予算案
- 57. 議案第 53 号 令和 8 年度大館市都市計画事業特別会計予算案
- 58. 議案第 54 号 令和 8 年度大館市土地取得特別会計予算案
- 59. 議案第 55 号 令和 8 年度大館市財産区特別会計予算案
- 60. 議案第 56 号 令和 8 年度大館市水道事業会計予算案
- 61. 議案第 57 号 令和 8 年度大館市工業用水道事業会計予算案
- 62. 議案第 58 号 令和 8 年度大館市下水道事業会計予算案
- 63. 議案第 59 号 令和 8 年度大館市病院事業会計当初予算案
- 64. 議案第 60 号 大館市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
- 65. 議案第 61 号 大館市立病院使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例案
- 66. 議案第 62 号 樹海体育館床等改修工事の請負契約の締結について
- 67. 議案第 63 号 議決内容の一部変更について（市営新町住宅他建替え事業の特定事業契約の締結について）
- 68. 陳情第 45 号 「「最低賃金」の改正と中小企業・小規模事業所支援の拡充を国に求める意見書」の採択を求める陳情書
- 69. 陳情第 46 号 東京都新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情

#### 日程第 3 議案の上程

- 1. 諮 第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 2. 議案第 64 号 教育委員会の委員の任命について
- 3. 議案第 65 号 情報審査会の委員の任命について

#### 日程第 4 議案の上程

- ・ 議案第 66 号 令和 7 年度大館市一般会計補正予算（第13号）案

#### 日程第 5 議案の付託

#### 日程第 6 委員長報告

#### 日程第 7 報告事件の審議

- ・ 議案第 66 号 令和 7 年度大館市一般会計補正予算（第13号）案

#### 日程第 8 議員の派遣

日程第9 閉会中審査事件の付託

---

出席議員（26名）

|     |        |     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 吉田 勇一郎 | 2番  | 菅原 喜博  | 3番  | 田中 耕太郎 |
| 4番  | 花岡 有一  | 5番  | 藤原 明   | 6番  | 伊藤 毅   |
| 7番  | 秋元 貞一  | 8番  | 佐々木 公司 | 9番  | 武田 晋   |
| 10番 | 今泉 まき子 | 11番 | 伊藤 深雪  | 12番 | 小畑 新一  |
| 13番 | 佐藤 和幸  | 14番 | 金谷 真弓  | 15番 | 明石 宏康  |
| 16番 | 柳館 晃   | 17番 | 田村 秀雄  | 18番 | 田村 儀光  |
| 19番 | 石垣 博隆  | 20番 | 伊藤 励   | 21番 | 工藤 賢一  |
| 22番 | 花田 強   | 23番 | 岩本 裕司  | 24番 | 相馬 エミ子 |
| 25番 | 吉原 正   | 26番 | 佐藤 芳忠  |     |        |

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

|           |         |             |        |
|-----------|---------|-------------|--------|
| 市長        | 石田 健佑   | 副市長         | 北林 武彦  |
| 理事        | 日景 浩樹   | 総務部長        | 伊藤 良晋  |
| 総務課長      | 佐々木 みゆき | 財政課長        | 石戸谷 議親 |
| 市民部長      | 阿部 精範   | 福祉部長        | 川田 博之  |
| 産業部長      | 大森 泰彦   | 観光交流スポーツ部長  | 小八木 歩  |
| 建設部長      | 本多 利明   | 会計管理者       | 佐藤 税   |
| 病院事業管理者   | 吉原 秀一   | 市立総合病院事務局長  | 田畑 素保  |
| 消防長       | 虻川 茂樹   | 教育長         | 長岐 公二  |
| 教育次長      | 若松 健寿   | 選挙管理委員会事務局長 | 佐々木 信成 |
| 農業委員会事務局長 | 渡辺 孝義   | 監査委員事務局長    | 松山 真樹子 |

---

事務局職員出席者

|       |       |    |       |
|-------|-------|----|-------|
| 事務局 長 | 乳井 浩吉 | 次長 | 金 一智  |
| 係長    | 萬田 文英 | 主査 | 大高 尚吾 |
| 主査    | 古川 涼  | 主任 | 阿部 孔達 |

---

---

## 午後 1 時 00 分 開 議

○議長（藤原 明） 出席議員は定足数に達しております。

よって、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、日程第 4 号をもって進めます。

なお、ここで傍聴人に申し上げます。傍聴人が議事について拍手などで可否を表明し、または騒ぎ立てる行為は、議場の秩序を乱し会議の妨げとなるため禁止されております。御留意いただきますようお願いいたします。

---

---

### 日程第 1 委員長報告

○議長（藤原 明） 日程第 1、委員長報告を行います。

付託事件について、各委員会の審査並びに調査の経過と結果の報告を求めます。

最初に、建設水道常任委員長の報告を求めます。

#### 〔 2 番 菅原喜博議員 登壇 〕

○ 2 番（菅原喜博） 建設水道常任委員会に付託されました事件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本定例会において、本委員会に付託されました事件は、専決処分の承認 1 件、条例案 4 件、単行案 2 件、予算案 12 件の計 19 件であります。

これらの事件について、去る 3 月 4 日、5 日、11 日の 3 日間にわたり、現地調査を含め審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、以下、順を追って御報告申し上げます。

最初に、専決処分の承認についてであります。認第 3 号のうち、本委員会に付託されました部分につきましては、承認すべきものと決定した次第であります。

次に、条例案についてであります。議案第 14 号から同第 16 号まで、及び同第 21 号の以上 4 件につきましては、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

次に、単行案についてであります。議案第 24 号、及び同第 63 号の以上 2 件につきましては、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

次に、予算案についてであります。まず、補正予算案についてであります。議案第 26 号のうち、本委員会に付託されました部分の主な内容は、生活バス路線維持費補助金の計上などであり、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。また、議案第 31 号、同第 36 号、及び同第 39 号から同第 41 号までの以上 5 件につきましても、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

最後に、令和 8 年度当初予算案についてであります。議案第 43 号のうち、本委員会に付託されました部分の主な内容は、道路等包括管理費に係る経費の計上などであり、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。また、議案第 48 号、同第 53 号、及び同第 56 号から

同第58号までの以上5件につきましても、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

---

○議長（藤原 明） 次に、教育産業常任委員長の報告を求めます。

〔8番 佐々木公司議員 登壇〕

○8番（佐々木公司） 教育産業常任委員会に付託されました事件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本定例会において、本委員会に付託されました事件は、専決処分の承認1件、条例案8件、単行案2件、予算案8件、陳情1件の計20件であります。

これらの事件について、去る3月4日、5日、6日、11日の4日間にわたり、現地調査を含め審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、以下、順を追って御報告申し上げます。

最初に、専決処分の承認についてであります。認第3号のうち、本委員会に付託されました部分につきましては、承認すべきものと決定した次第であります。

次に、条例案についてであります。議案第8号から同第13号まで、同第17号及び同第18号の以上8件につきましては、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

次に、単行案についてであります。議案第22号、及び同第62号の以上2件につきましては、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

次に、予算案についてであります。まず、補正予算案についてであります。議案第26号のうち、本委員会に付託されました部分の主な内容は、鳥獣被害防止総合対策交付金事業費の追加などであり、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。また、議案第33号から同第35号までの以上3件につきましても、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

続きまして、令和8年度当初予算案についてであります。議案第43号のうち、本委員会に付託されました部分の主な内容は、中小事業者経営強化・革新事業費や、小学校給食費負担軽減補助金の計上などであり、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。また、議案第50号から同第52号までの以上3件につきましても、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

次に、陳情についてであります。陳情第45号につきましては、閉会中の継続審査とすべきものと決定した次第であります。

最後に、閉会中審査を付託されておりました陳情2件についてであります。陳情第41号、及び同第44号の以上2件につきましては、いずれも趣旨採択とすべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

---

○議長（藤原 明） 次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

〔3番 田中耕太郎議員 登壇〕

○3番（田中耕太郎） 厚生常任委員会に付託されました事件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本定例会において、本委員会に付託されました事件は、専決処分の承認3件、条例案6件、予算案14件の計23件であります。

これらの事件について、去る3月4日、5日、6日、12日の4日間にわたり、現地調査を含め審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、以下、順を追って御報告申し上げます。

最初に、専決処分の承認についてであります。認第1号のうち、本委員会に付託されました部分、同第3号のうち、本委員会に付託されました部分、及び同第4号の以上3件につきましては、いずれも承認すべきものと決定した次第であります。

次に、条例案についてであります。議案第4号から同第7号まで、及び同第61号の以上5件につきましては、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。また、議案第60号大館市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、一部委員から反対の意思表示があり、意見の一致を見ることができず、採決の結果、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

次に、予算案についてであります。まず、補正予算案についてであります。議案第26号のうち、本委員会に付託されました部分の主な内容は、子どものための教育・保育給付費負担金の追加などであり、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

また、議案第27号から同第30号まで、同第32号、及び同第42号の以上6件につきましても、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

続きまして、令和8年度当初予算案についてであります。議案第43号のうち、本委員会に付託されました部分の主な内容は、障害者自立支援給付費や児童措置費の計上などであり、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。また、議案第44号から同第47号まで、同第49号及び同第59号の以上6件につきましても、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

最後に、閉会中の継続審査を付託されておりました陳情6件についてであります。陳情第30号、同第37号、及び同第40号の以上3件につきましては、いずれも不採択とすべきものと決定し、陳情第36号及び同第38号の以上2件につきましては、いずれも趣旨採択とすべきものと決定。残る陳情第39号につきましては、再度、閉会中の継続審査とすべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

---

○議長（藤原 明） 次に、総務財政常任委員長の報告を求めます。

〔16番 柳館 晃議員 登壇〕

○16番（柳館 晃） 総務財政常任委員会に付託されました事件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本定例会において、本委員会に付託されました事件は、専決処分の承認3件、条例案5件、単行案2件、予算案6件、陳情1件の計17件であります。

これらの事件について、去る3月4日、5日、12日の3日間にわたり、現地調査を含め審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、以下、順を追って御報告申し上げます。

最初に、専決処分の承認についてであります。認第1号のうち、本委員会に付託されました部分、同第2号、及び同第3号のうち、本委員会に付託されました部分の以上3件につきましては、いずれも承認すべきものと決定した次第であります。

次に、条例案についてであります。議案第1号から同第3号まで、同第19号、及び同第20号の以上5件につきましては、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

次に、単行案についてであります。議案第23号及び同第25号の以上2件につきましては、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

次に、予算案についてであります。まず、補正予算案についてであります。議案第26号のうち、本委員会に付託されました部分の主な内容は、歳入では、ふるさと応援寄附金の追加など、歳出では、減債基金積立金の追加などであり、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

また、議案第37号及び同第38号の以上2件につきましても、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

続きまして、令和8年度当初予算案についてであります。議案第43号のうち本委員会に付託されました部分の主な内容は、歳入では、市税や地方交付税の計上など、歳出では、ふるさと応援寄附推進事業費や、集落支援員導入事業費の計上などであり、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。また、議案第54号及び同第55号の以上2件につきましても、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

次に、陳情1件についてであります。陳情第46号につきましては、閉会中の継続審査とすべきものと決定した次第であります。

最後に、閉会中審査を付託されておりました陳情4件についてであります。陳情第23号及び同第43号につきましては、いずれも趣旨採択とすべきものと決定し、陳情第42号につきましては、不採択とすべきものと決定した次第であります。

また、陳情第32号につきましては、再度閉会中の継続審査とすべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

---

○議長（藤原 明） 以上で、委員長報告を終わります。

---

## 日程第2 報告事件の審議

○議長（藤原 明） 日程第2、報告事件の審議を行います。

審議は、配付しております審議順序表により、順次議題といたします。

---

○議長（藤原 明） 最初に、認第1号から同第4号までの以上4件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤原 明） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤原 明） なしと認め、討論を終結いたします。

これより、以上4件を一括して採決いたします。

本4件に対する委員長の報告は、いずれも承認であります。

本4件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤原 明） 御異議なしと認めます。

よって、以上4件は委員長の報告のとおり承認されました。

---

○議長（藤原 明） 次に、議案第1号から同第21号までの以上21件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤原 明） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤原 明） なしと認め、討論を終結いたします。

これより、以上21件を一括して採決いたします。

本21件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本21件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤原 明） 御異議なしと認めます。

よって、以上21件は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（藤原 明） 次に、議案第60号を議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤原 明） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。はじめに24番、相馬エミ子議員。

〔24番 相馬エミ子議員 登壇〕

○24番（相馬エミ子） 市民の風の相馬エミ子でございます。扇田病院の無床診療所化に反対の立場で討論を行います。扇田病院は明治40年に創立され、以来120年もの長きにわたって市民の命と健康を守ってきた病院であります。しかも近年は在宅療養支援病院として、高齢者の命と暮らしを支えている地域包括ケアシステムの中核をも担ってまいりました。高齢化率4割を超える大館市において、なくてはならない病院なのであります。にもかかわらず、大館市は令和7年12月、扇田病院の無床診療所化の方針を示されました。大館市病院事業経営強化プランに沿って病床を2棟104床から1棟40床の新体制とし、同プランの期間である令和9年度末まで維持するとありましたが、僅か8か月足らずで同プランが改定され、無床化方針に変更されたことは納得できません。しかも、僅か1年後に扇田病院がなくなるという早急な方針転換に対し、市民からは驚きと不安の声が上がっている所以であります。病院当局は方針転換の理由について扇田病院の事業の経営悪化を挙げておりますが、これは本市だけの問題ではありません。全国の公立病院の8割が赤字になっています。それに対し、国では昨年1兆円を超える医療・介護等支援パッケージを含む補正予算案を組みました。医療機関を支援することを決めたのです。さらに令和8年度の診療報酬改定でも、近年にない大幅な増額改定が見込まれるなど、病院経営をめぐる環境が大きく好転する中で、なぜそれを待たずして扇田病院の無床診療所化を急ぐのでしょうか。国のいろいろな支援策を見極めてからでも遅くないはずですが。しかも扇田病院は、現在満床状態と聞いています。医療ニーズの高まる後期高齢者は2030年まで増え続ける見込みであります。病床数が確保されたとしても、医療の質は担保されるのでしょうか。以上のことなどから、今回提案されている議案第60号の条例案には反対でございます。

どうか皆さんの御賛同をよろしくお願い申し上げます。

---

○議長（藤原 明） 次に15番、明石宏康議員の発言を許します。

〔15番 明石宏康議員 登壇〕

○15番（明石宏康） 真政会の明石宏康です。皆様周知のように、私は長い間扇田病院無床化には反対の立場を取ってまいりました。療養病床が果たしてきた地域医療への貢献度は明白であり、採算性だけで議論することに強い危惧を抱いていたからであります。同問題の本格的な

議論が始まってから数年間が経過し、この間も本市の公営病院を取り巻く環境は日々厳しさを増してしまっております。私が賛成の立場にかじを切った大きな理由は、これから述べる3つです。まず、長期的な医師確保の見通しが立たないことであります。これが担保されない状況において、存廃の議論は堂々めぐりを繰り返すのみで生産性のある議論など望むべくもありません。医師偏在指標が全国的に下位の、医師少数県の秋田県。その中でも二次医療圏の医師の偏在が深刻な本市を含む県北医療圏にあつて、これまでと同様に医師を確保するには待遇改善や経営改革など、一筋縄ではいかないいばらの道となっております。限られた医師数で、多くの疾患に対応できる総合的な診療能力を有する医師を養成して配置するには、一定の集約化、効率化は避けて通ることはできないのが偽らざる現状ではないでしょうか。2つ目は、本市の財政状況であります。採算が合わなくても、市民のために必要な医療を確保したいとは病院事業管理者の言葉ですが、その確保には多額の財政負担が伴います。この場において数字を累々と述べることは避けませんが、存廃を論じるに当たって、財政より命などと感情論をまくし立てる一部の意見には、心底同意しかねます。暮らしている私たちはもちろん、未来の子供たちに対して、健全経営で安心できる医療、充実した教育や福祉、仕事が飛び交い熱気あふれる地域経済。これらをきっちりと指し示して守り抜くのが現在政治に携わる者の命題であり、時には批判を浴びても重く厳しい判断を迫られることがある。それが今日このときではあるまいかとの思いであります。このまま連綿と続く繰出金、悪化の一途をたどる財政指標を見て、それでも改革プランの見直しを是としないのであるなら、これは後々、数百回議論を重ねても平行線となってしまいます。最後の3つ目は建物の老朽化であります。資本を入れて整備して長期間の病院経営を見通せる状況にないのは、さきに述べた財政や医師確保の2つの理由のとおりでありますので割愛いたします。討論の結びになります。住民の方々においても今この場にいます私たちにしても、扇田病院がなくなってよかったと思っている人など誰もおりません。今回の改正案提出が現在取り得る最善・最良の手法であり、いわば不可避の選択であることに同意するために、この場に立たせていただきました。反対する方々とは、現在扇田病院で慢性期・回復期の医療を受けている患者たちのこれからについて、地域から医療が喪失するわけではないことについてなど、多くの大切な議論を通じて、地域医療の確かな存続を守っていきたい、意見を持ち寄りたい、時には力をお借りしたいと願うばかりであります。以上、私の賛成討論といたします。

御清聴ありがとうございました。

---

○議長（藤原 明） 次に21番、工藤賢一議員の発言を許します。

〔21番 工藤賢一議員 登壇〕

○21番（工藤賢一） 市民の風の工藤賢一です。本定例会開会日に上程されております議案第60号大館市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、委員会審査

における当局の答弁を精査いたしました。依然として懸念が解消されておらず、また市民より寄せられた多くの不安の声からも到底賛成できるものではありません。よって、反対の立場から討論を行います。反対の理由は大きく分けて3点であります。第1に、秋田県の地域医療構想に基づいた病院事業の将来の姿、病院事業の経営改善の現況及び中期的な経営方針に不明確な点があり、この点に関する議論が不十分ではないかということであります。今までの議論の中で、病院事業管理者は総合病院の今後求められる機能として、ケアミックス型であること、一部の診療領域においては一次医療も担うことを明言されております。一方で、先頃開催された県地域医療構想調整会議において、県北エリアにおいては、能代厚生医療センターとともに総合病院を急性期拠点病院の候補とすることが示されました。急性期拠点病院制度は、新たな地域医療構想の中で、20万人から30万人の人口規模の中における急性期機能として期待される急性期の拠点となる病院であります。厚労省は2028年までに決定するスケジュール案を示しております。急性期拠点病院は読んで字のごとく急性期の拠点であります。診療報酬上の厚い配慮がなされる一方で、現時点では入院基本料の選択によっては地域包括ケア病棟などの設置が制限されるなど、ケアミックス型の病院は経営上のメリットが十分生かされない見通しになっています。一方で扇田病院にある地域包括ケア病棟は、訪問診療を支えるバックベッド機能のみならず、急性期後の患者の受入機能として極めて有効であります。つまり扇田病院における地域包括ケア病棟は、総合病院と密に連携することでウィン・ウインの関係をつくれる見通しが出てきたわけです。第2に、病院事業における資金不足解消計画の詳細が明らかになっていないことでもあります。病院事業の最大の課題、それは重くのしかかる資金不足をどのように解消するかでもあります。既に資金不足比率が病院事業全体で15%を超えております。制度上起債制限を受けることになることから、現在、資金不足解消計画をどのように打ち立てるかが課題になっています。資金不足解消計画に当たっては、昨年の制度改正により病院事業債制度を活用できることになりました。一方で資金不足の解消に当たっては、かつて大館市が行ったように、一般会計からの資金投入の方法あるいは自主的な経営改善のみによって解消を図る方法などが考えられますが、扇田病院を無床化すれば、扇田診療所のみで資金不足を解消することは現実的には不可能となります。つまり、診療所に切り替えるとしても、資金不足解消計画をどのように立案しどのように進行管理をするかが今後の病院事業、大館市の財政にとって最重要の課題となるわけです。しかし、資金不足解消計画の策定は来年度に持ち越されてしまいました。この点が明らかにならなければ、そもそも病院事業全体の経営改善に関する議論ができないと考えるものです。第3に、扇田病院無床化後の入院患者の受入体制に関する不安の解消が不十分であることです。この点については、私たち市民の風が扇田病院の機能存続を願う活動を進める中で、市民より多くの意見を頂きました。先頃行われた病院事業経営強化プラン（見直し案）のパブリックコメントにも多くの意見が寄せられました。公表されなかった23件の中にも切実な意見があったものと拝察いたします。そのような意見を寄せられた多くの市民

は、市長が回答されたパブリックコメントは多数決ではないという発言を、どのような思いで聞かれたでしょうか。今大館市には要介護状態であって医療依存度の高い患者、そしてそのような患者さんを必死の思いで支えている多くの市民がいらっしゃいます。本当に困った方々は議会の傍聴にも来られません。そうしたつらい思いで療養し、介護している市民は、パブリックコメントは多数決ではないとの回答を聞いてどう思われたでしょうか。対話を求める市民の声に対しては、無床化について議会に提案した令和3年以降、説明会は7回実施しているとの回答で、本件に関しての石田市長の直接の対応は実現しませんでした。パブコメは多数決ではないが、説明会の評価は回数なのでありましょうか。今市に求められるのは、市民の意見をしっかりと受け止め真摯に対応する姿勢であると考えます。仮につらい提案であっても、いや、つらい提案であればあるほど、誠実な姿勢と真摯な対応が必要であったと考えます。以上の点から、本案について反対の意思を表明するものであります。議員各位の賢明なる御判断をお願いし、私の反対討論を終わります。

御清聴ありがとうございました。

---

○議長（藤原 明） 次に2番、菅原喜博議員の発言を許します。

〔2番 菅原喜博議員 登壇〕

○2番（菅原喜博） 令和会の菅原喜博です。議案第60号大館市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案に賛成の立場から討論を行います。扇田病院は大館・鹿角地域において、地域医療の重要な役割を果たしてまいりました。しかしながら、医師をはじめとした医療従事者の確保は年々厳しさを増し、また人口減少により入院患者も減少傾向になり、さらには近年の物価や人件費の高騰は病院事業の経営を大きく圧迫し、従来と同じ医療体制を続けることはもはや困難な状況であります。公立病院の使命は、地域住民に必要な医療を将来にわたり確保することであり、地域医療を取り巻く環境が厳しさを増している中、総合病院と扇田病院が公共性と経済性の均衡を保ちながら地域医療における役割を果たしていくためには、総合病院への一定の機能集約と他病院との連携強化が必須であります。厚生常任委員会に示された病院事業経営強化プランの見直し案では、扇田病院は病床を廃止する一方、外来機能は維持し、併せて在宅医療や健診機能など地域に必要な医療を継続しようとするものであり、また入院機能については、総合病院や地域医療連携推進法人を構成する医療機関、介護施設等との連携を一層強化することで、病院単体ではなく地域全体で対応し、限られた医療資源を有効に活用するための体制へ転換しようとするものであります。今回のプラン見直しに伴う扇田病院の病床廃止、診療所化は苦渋の決断であります。将来世代に持続可能な医療体制を引き継ぐための前向きな改革であると評価しております。以上の理由から、議案第60号につきましては可決すべきものであると考えます。議員各位の御理解と御賛同をお願い申し上げ、賛成の討論といたします。

---

○議長（藤原 明） 次に10番、今泉まき子議員の発言を許します。

〔10番 今泉まき子議員 登壇〕

○10番（今泉まき子） 日本共産党の今泉まき子です。私は、議案第60号大館市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案に反対する立場から討論を行います。単刀直入に申し上げます。扇田病院のベッドをなくすべきではありません。40床から一気にゼロにするのは極端過ぎます。私たちがコロナ禍から学んだことは、医療には余裕が必要ということです。感染症や大災害が起きた場合など、いざという時のため病床は余裕が必要です。コロナ感染が発生した際、施設に入所している方々の中には、入院もできず医療体制も不十分な中、施設で療養せざるを得ない方が多数おりました。施設の職員は自分が感染するリスクを抱えながら支援し、次々にコロナに感染し人手が不足する中、連続勤務で利用者の命を支えました。扇田病院は在宅療養支援病院として、市立総合病院と機能を分けて地域医療を守ってきました。医療を必要とする高齢者人口は急激には減少しません。団塊の世代が次々後期高齢者となっていきます。国は医療機関支援のために大型補正予算を組みました。また、診療報酬も上げることが計画されています。引き続き国に予算要望することも含め、市費も投入して病床を維持すべきと考えます。以上の立場から、議案第60号には反対をいたします。以上です。

---

○議長（藤原 明） 次に25番、吉原正議員の発言を許します。

〔25番 吉原 正議員 登壇〕

○25番（吉原 正） 市民の風の吉原正でございます。私は、議案第60号大館市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案に反対する立場での討論をいたします。この条例案は、扇田病院の病床を廃止し診療所とするものであります。病院当局は、見直し案に見直しの理由の一つとして人口減少による入院患者の減少を挙げております。総務省の国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口では、2025年の大館市の75歳以上の人口1万5,705人が、5年後の2030年には1万5,701人と4人の減少となり、10年後の2035年には1万5,120人と585人の減少となるとしております。最も医療が必要となる後期高齢者の人口は今後5年間は減少いたしませんし、10年後でも緩やかな減少であります。人生のサイクルを考えたとき、退職して、さあこれから好きなことができる夢を膨らませながらも、長年心と体を酷使した影響で心身に異常を感じるが多くなり、医療のお世話になる機会が多くなるのが高齢者の年代であります。慢性期・回復期・療養期そして在宅診療と、市内で最も高齢者に優しい医療を提供してきた扇田病院の役割は大きく、前段に述べた高齢者人口の動向を鑑みても、病床廃止は時期尚早と考えるところであります。見直しの理由の2点目として、医師、看護師等の確保が難しいとの指摘がございます。扇田病院は県から1名の医師の派遣を受けておりますけれども、病床が廃止になると多分これもなくなるでしょう。医療資源が乏しいと言われる

北鹿地域において、自らそれをさらに厳しくするような現状は非常に違和感があるところがございます。見直しの最大の理由は、扇田病院の収支改善が困難であるとの指摘でございます。総合病院の高度医療や診療単価が高い急性期診療であっても大きな赤字が出るのに、慢性期医療を受け持ち診療単価が安い扇田病院において赤字を出すなどは、私は無理なことだと思っております。今回の扇田病院の経営議論の中で、一般会計からの繰り出しは今後無理だ、他の事業にも影響を及ぼすという議論がございます。ならばまず、市の様々な事業分野において無駄なことはないのか、市民の思いと乖離するような事業はないのか。そうしたことを点検した中で、アンケートなどで市民が最も関心を寄せる医療についてはそのあとに考えるべき問題だと思っております。扇田病院が高齢者の医療の安心を守るために最大限の努力をしながらも赤字が出ることは、市の高齢者医療として必要なリスクではないのかと考えております。病床廃止後の入院患者は北鹿ヘルスケアネットが引き受けるから大丈夫ですよ、安心ですよという説明もございます。でもその入院先が扇田病院より優れた医療環境であるのかどうかについても市民の間で不安が表出しております。市長は、子や孫世代と共に栄える大館というのをキャッチフレーズとして大館市政を進めておりますが、市民は今回の扇田病院の病床廃止を、本当に高齢者を大切にしていると受け止めることができるでしょうか。4割を占める高齢者が住みよいまちと感じ、安心して暮らせるための大切な医療を、市民を不安に陥れながら進めていくということを私は大変疑問に思っております。以上の観点から、扇田病院の病床を廃止する今回の議案には反対を表明するものであります。ありがとうございました。

○議長（藤原 明） 以上で通告による討論は終結いたしました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤原 明） なしと認め、討論を終結いたします。

これより、本件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長（藤原 明） 起立多数であります。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（藤原 明） 次に、議案第61号を議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤原 明） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。10番、今泉まき子議員。

〔10番 今泉まき子議員 登壇〕

○10番（今泉まき子） 日本共産党の今泉まき子です。私は、議案第61号大館市立病院使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例案に対する反対の討論を行います。この条例の改正案では、紹介状なしで大きな病院にかかった場合に徴収される料金である初診時選定療養費が、1回につき医科が7,000円、歯科が5,000円に改正されることになっております。改正前は一律1,500円でした。また、再診時選定療養費という、大きな病院で治療を受けて症状が安定し地域の開業医や診療所で診てもらえる状態になっているのに、紹介状なしでそのまま通院を続ける場合に徴収されるお金は、1回につき医科が3,000円、歯科は1,900円となっております。7,000円は1,500円の4.7倍と跳ね上がっております。国は、医療の効率化、役割分担を強く進めていくためとして制度の改正を行いました。大病院への患者の集中を防ぐ、医師不足、現場の負担軽減、かかりつけ医制度を進めるなどの理由で制度改正が行われたものですが、現在国では、後期高齢者医療制度の保険料の引上げや3割負担の導入も考えております。また、高額療養費制度の患者負担の月額上限をまた引き上げようとしております。そのほかに、市販薬と同じ成分の処方薬であるO T C類似薬77種類、1,100品目を保険給付から外して患者に追加負担を求めるなど、国民に負担増を強いる計画がめじろ押しです。またそれに輪をかけるように、医療費の4兆円削減、ベッドの11万床の削減も取り沙汰されています。大館では次々に開業医がいなくなり、かかりつけ医を持つのも大変な状況になっています。紹介状なしの初診に限るとはいえ、賃金や年金は上がり物価高騰が止まらない中で、これだけの大幅値上げの影響は大きいものがあると考えます。今、全国公立病院の8割が赤字です。国の改定だからそれに従ってやりますではなく、国にもっと強く、大幅な診療報酬の引上げを求めることが必要ですし、市民を守るため市で補填を考えるなど、市民の命と健康を守る姿勢が必要と考えます。よって、この議案第61号には反対いたします。以上です。

○議長（藤原 明） 以上で通告による討論は終結いたしました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤原 明） なしと認め、討論を終結いたします。

これより、本件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長（藤原 明） 起立多数であります。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（藤原 明） 次に、議案第22号から同第25号まで及び同第62号、同第63号の以上6件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤原 明） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤原 明） なしと認め、討論を終結いたします。

これより、以上6件を一括して採決いたします。

本6件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本6件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤原 明） 御異議なしと認めます。

よって、以上6件は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（藤原 明） 次に、議案第26号から同第42号までの以上17件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤原 明） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤原 明） なしと認め、討論を終結いたします。

これより、以上17件を一括して採決いたします。

本17件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本17件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤原 明） 御異議なしと認めます。

よって、以上17件は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（藤原 明） 次に、議案第43号を議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤原 明） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。10番、今泉まき子議員。

〔10番 今泉まき子議員 登壇〕

○10番（今泉まき子） 日本共産党の今泉まき子です。議案第43号令和8年度大館市一般会計予算案に反対する討論を行います。私は、市民の要求が実る予算を計上するよう、市長に要望書を提出しました。中でも子育て支援について、他の市町村のように小・中学校の給食費完全無償化をするよう何度か求めてまいりましたが、2026年度予算案には計上されておられません。子供の健康保持や命に関わる医療費と、窓口負担をゼロにする予算も計上されておられません。これは市長が孫と共に栄える大館、若い人が定住できるようにということと合致するものではありません。若い人たちが住みたいと思える大館にするためには、様々な子育て支援が必要です。また、誰もが順番に年齢を重ねるわけですが、様々な体調不良が起きてくる中でも、耳が遠くなることで認知症になる可能性が高くなるとの専門家の見解も示されています。そこで、補聴器の購入費を助成することも求めてまいりましたが、その予算も計上されていないことなどをもって、議案第43号令和8年度一般会計予算案には反対します。以上です。

○議長（藤原 明） 以上で通告による討論は終結いたしました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤原 明） なしと認め、討論を終結いたします。

これより、本件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長（藤原 明） 起立多数であります。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（藤原 明） 次に、議案第44号から同第59号までの以上16件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤原 明） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤原 明） なしと認め、討論を終結いたします。

これより、以上16件を一括して採決いたします。

本16件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本16件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤原 明） 御異議なしと認めます。

よって、以上16件は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（藤原 明） 次に、陳情第23号、同第30号、同第36号から同第38号まで、及び同第40号から同第44号までの以上10件を一括議題といたします。

○議長（藤原 明） これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤原 明） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤原 明） なしと認め、討論を終結いたします。

これより、以上10件を一括して採決いたします。

本10件に対する委員長の報告のうち、陳情第23号、同第36号、同第38号、同第41号、同第43号及び同第44号は趣旨採択、陳情第30号、同第37号、同第40号及び同第42号は不採択であります。

本10件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤原 明） 御異議なしと認めます。

よって、以上10件は委員長の報告のとおり決しました。

---

○議長（藤原 明） 以上で、報告事件の審議を終わります。

---

### 日程第3 議案の上程

○議長（藤原 明） 日程第3、議案の上程を行います。

本日送付がありました、諮第1号及び議案第64号、同第65号の以上3件を一括上程いたします。

提出者の説明を求めます。

#### 〔石田健佑市長 登壇〕

○市長（石田健佑） 本日提出いたしました人事案件について、御説明申し上げます。

諮第1号は、人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。

これは、人権擁護委員であります伊藤康栄氏、田村邦彦氏及び日景隆氏の任期が本年6月30日をもって満了となりますことから、その後任の候補者として再度推薦しようとするものであります。

議案第64号は、教育委員会の委員の任命についてであります。

これは教育委員会の委員であります山田和人氏の任期が本年3月31日をもって満了となりますことから、その後任の委員として同氏を再度任命しようとするものであります。

議案第65号は、情報審査会の委員の任命についてであります。

これは、情報審査会の委員の6名の任期が本年3月31日をもって満了となりますことから、その後任の委員として小畑良子氏、兜森和夫氏、木村勝広氏及び山口謙治氏の4名を再度任命するとともに、高坂翔氏及び徳田孝明氏を新たに任命しようとするものであります。

以上であります。よろしく御同意を賜りますようお願い申し上げます。

---

○議長（藤原 明） お諮りいたします。

ただいま上程、説明がありました議案等3件は、所定の手続を省略し、直ちに議題といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤原 明） 御異議なしと認めます。

よって、以上3件は直ちに議題とすることに決しました。

---

○議長（藤原 明） 最初に、諮第1号を議題といたします。

これより質疑・討論に入ります。質疑・討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤原 明） なしと認め、質疑・討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤原 明） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり決しました。

---

○議長（藤原 明） 次に、議案第64号を議題といたします。

これより質疑・討論に入ります。質疑・討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤原 明） なしと認め、質疑・討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤原 明） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案に同意することに決しました。

---

○議長（藤原 明） 次に、議案第65号を議題といたします。

これより質疑・討論に入ります。質疑・討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤原 明） なしと認め、質疑・討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤原 明） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案に同意することに決しました。

---

---

#### 日程第4 議案の上程

○議長（藤原 明） 日程第4、議案の上程を行います。

本日送付がありました、議案第66号を上程いたします。

提出者の説明を求めます。

#### 〔石田健佑市長 登壇〕

○市長（石田健佑） 本日提出いたしました議案について、内容を御説明申し上げます。

議案第66号は、令和7年度大館市一般会計補正予算（第13号）案であります。

今回の補正は、昨年12月16日に国の令和7年度補正予算（第1号）が成立し、県営土地改良事業費、県営治山・林業専用道整備事業費、道路メンテナンス補助事業費などに係る補助の通知等がありましたことから、関連予算を計上しようとするものであります。また、除排雪経費につきまして、2月上旬までの断続的な降雪により、既定予算の不足が見込まれますことから、委託料等の追加をお願いするものであります。補正額は、歳入歳出とも9億6,703万4,000円の追加で、補正後の予算総額は456億7,272万3,000円となる見込みであります。

また、第2条第2表に7件の繰越明許費の補正を、第3条第3表に4件の地方債の補正を御提案申し上げます。

以上であります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

---

○議長（藤原 明） これより、ただいまの上程議案に対する質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤原 明） なしと認め、質疑を終結いたします。

---

---

#### 日程第5 議案の付託

○議長（藤原 明） 日程第5、議案の付託を行います。

ただいま上程、説明がありました議案1件は、配付しております議案付託表第2号のとおり各常任委員会に付託いたします。

議 案 付 託 表 (第2号)

| 番 号       | 件 名                                                                                                                          | 付託委員会   |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 議案 第 66 号 | 令和7年度大館市一般会計補正予算（第13号）案                                                                                                      | （ 分 割 ） |
|           | 第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、<br>歳入<br>歳出 第9款 消防費<br>第2条第2表(1) 繰越明許費補正のうち、<br>第9款 消防費<br>第3条第3表 地方債補正<br>（ 最 終 調 整 ）                   | 総 財 委   |
|           | 第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、<br>歳出 第2款 総務費<br>第4款 衛生費<br>第2条第2表(1) 繰越明許費補正のうち、<br>第2款 総務費                                             | 厚 生 委   |
|           | 第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、<br>歳出 第6款 農林水産業費<br>第10款 教育費<br>第2条第2表(1) 繰越明許費補正のうち、<br>第10款 教育費<br>第2条第2表(2) 繰越明許費補正のうち、<br>第6款 農林水産業費 | 教 産 委   |
|           | 第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、<br>歳出 第8款 土木費<br>第2条第2表(2) 繰越明許費補正のうち、<br>第8款 土木費                                                        | 建 水 委   |

○議長（藤原 明） この際、議事の都合により休憩いたします。

午後2時18分 休 憩

午後2時34分 再 開

○議長（藤原 明） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

日程第6 委員長報告

○議長（藤原 明） 日程第6、委員長報告を行います。

最初に、建設水道常任委員長の報告を求めます。

〔2番 菅原喜博議員 登壇〕

○2番（菅原喜博） 建設水道常任委員会に付託されました事件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本日上程され、本委員会に付託されました事件は、予算案1件であります。

この事件について、先ほどの本会議休憩中に委員会を開き、審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、御報告申し上げます。

議案第66号のうち、本委員会に付託されました部分の主な内容は、除雪委託料の追加などであり、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

---

○議長（藤原 明） 次に、教育産業常任委員長の報告を求めます。

〔8番 佐々木公司議員 登壇〕

○8番（佐々木公司） 教育産業常任委員会に付託されました事件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本日上程され、本委員会に付託されました事件は、予算案1件であります。

この事件について、先ほどの本会議休憩中に委員会を開き、審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、御報告申し上げます。

議案第66号のうち、本委員会に付託されました部分の主な内容は、農業基盤整備事業費の追加などであり、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

---

○議長（藤原 明） 次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

〔3番 田中耕太郎議員 登壇〕

○3番（田中耕太郎） 厚生常任委員会に付託されました事件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本日上程され、本委員会に付託されました事件は、予算案1件であります。

この事件について、先ほどの本会議休憩中に委員会を開き、審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、御報告申し上げます。

議案第66号のうち、本委員会に付託されました部分の主な内容は、社会保障・税番号制度システム整備事業に伴う費用の追加などであり、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

---

○議長（藤原 明） 次に、総務財政常任委員長の報告を求めます。

**〔16番 柳館 晃議員 登壇〕**

○16番（柳館 晃） 総務財政常任委員会に付託されました事件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本日上程され、本委員会に付託されました事件は、予算案1件であります。

この事件について、先ほどの本会議休憩中に委員会を開き、審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、御報告申し上げます。

議案第66号のうち、本委員会に付託されました部分の主な内容は、歳入では財政調整基金繰入金の追加など、歳出では災害対応用備品購入事業費の追加であり、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

---

○議長（藤原 明） 以上で、委員長報告を終わります。

---

**日程第7 報告事件の審議**

○議長（藤原 明） 日程第7、報告事件の審議を行います。

---

○議長（藤原 明） 議案第66号を議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤原 明） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤原 明） なしと認め、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤原 明） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（藤原 明） 以上で、報告事件の審議を終わります。

---

#### 日程第8 議員の派遣

○議長（藤原 明） 日程第8、議員の派遣を議題といたします。

地方自治法第100条第13項及び大館市議会会議規則第167条の規定により、配付しております文書のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤原 明） 御異議なしと認めます。

よって、配付しております文書のとおり議員を派遣することに決定いたしました。なお、ただいま決定した派遣について変更が生じた場合には議長に一任願います。

---

#### 日程第9 閉会中審査事件の付託

○議長（藤原 明） 日程第9、閉会中審査事件の付託を議題といたします。

各常任委員長から、目下、各委員会で審査中の陳情4件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長から申出のあった陳情4件は、配付しております閉会中審査事件付託表のとおり、それぞれ各委員会に閉会中の継続審査を付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤原 明） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中審査事件付託表のとおり、それぞれ各委員会に閉会中の継続審査を付託することに決しました。

---

#### 閉 会 中 審 査 事 件 付 託 表

| 番 号     | 件 名                                         | 付託委員会 |
|---------|---------------------------------------------|-------|
| 陳情 第32号 | 「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採択に関する陳情書              | 総 財 委 |
| 〃 第39号  | 「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める」国への意見書提出を求める陳情書 | 厚 生 委 |

|           |                                                                   |       |
|-----------|-------------------------------------------------------------------|-------|
| 陳情 第 45 号 | 「最低賃金」の改正と中小企業・小規模事業所支援の拡充を<br>国に求める意見書」の採択を求める陳情書                | 教 産 委 |
| 〃 第 46 号  | 東京都新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙<br>の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求め<br>る陳情 | 総 財 委 |

(何事か呼ぶ者あり)

○議長（藤原 明） 18番、田村議員。

○18番（田村儀光） 取り上げていただきましてありがとうございます。3月2日に行われた本定例会の一般質問において、佐藤芳忠議員が質問の中で「扇田病院を残すかなくすかを決めるのは、市議会ではなく市長なのです。市議会が診療所にするに議決しても、今ここにおられる石田市長が診療所にはしないと判断すれば、扇田病院は残るのです。扇田病院を残すかなくすかを決める最終決定権者は市長なのです。市立病院のトップである、病院開設者の市長なのです」と発言しました。これは議会制の否定であり、非常に問題のある発言であると思います。大館市議会として佐藤議員に発言の訂正もしくは撤回を求めるかを審議していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（藤原 明） 田村儀光議員に申し上げます。ただいまの田村議員の発言につきましては、本会議前に開催しました議会運営委員会において対応を決定しておりますので、さよう御了承願いたいと思います。よろしいですね。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、令和8年大館市議会3月定例会を閉会いたします。

午後2時45分 閉 会

令和8年3月16日

大館市議会議長

署名議員 16 番

署名議員 18 番

署名議員 19 番